

請 願 書

平成30年10月26日

法務大臣 山 下 貴 司 殿

組織罰を実現する会

代 表 大 森 重 美

(JR福知山線脱線事故遺族)

副代表 松 本 邦 夫

(笹子トンネル天井板崩落事故遺族)



第1 請願の趣旨

現行法では個人にしか問えない業務上過失致死罪につき、法人等の組織にも問える両罰規定の特別法の創設を早急に閣議請議していただきたい。

第2 請願の理由

- 1 組織罰を実現する会は、JR福知山線脱線事故、笹子トンネル天井板崩落事故、軽井沢スキーバス転落事故、関越自動車道高速ツアーバス事故など重大事故の遺族と、その支援者、弁護士、研究者らでつくる会です。
- 2 JR福知山線脱線事故では誰も罰されていません。笹子トンネル天井板崩落事故でも関係者は不起訴処分となっています。刑法に組織を罰する仕組みがないからです。日本の刑法体系は100年以上も前につくられました。しかし、組織の活動が社会に及ぼす影響は比較にならないほど大きくなり、市民が被害を受ける可能性も増大しています。今の法制度の不備と言わざるを得ません。
- 3 重大事故の再発防止や未然防止のためには、徹底した事故調査とともに、刑事裁判で事故を起こした組織等の責任を問うシステムが必要です。組織が業務を遂行する上で、最も重要なことは安全対策です。これを怠ったときに罰される法的規制がなければ、組織は安全対策にコストをかけず、その結果、何の落ち度もない市民の命が奪われることになってしまいます。
- 4 したがって、原則として刑法の体系を抜本的に見直すべきです。しかし、それまで大事故のリスクを放置することはできません。そこで、一刻も早く組織を罰するシステムを立ち上げるため、現行法制下で認められている両罰規定の仕組みを導入し、業務上過失致死罪の両罰規定を創設する特別法案を早急に閣議請議いただきたく、この請願に及びました。

以上

【組織罰を実現する会 事務局】

兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館 AMIS 5階 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所(弁護士津久井進) 電話0798-68-3161